

令和5年6月15日（木曜日）

予算決算委員会総務分科会

第1委員会室

出席委員

三和 衛、妻鹿幸二、有馬剛朗、宮下和也、
常盤真功、石堂大輔、竹中由佳、坂本 学、
谷川真由美

【総務委員会（消防局）の審査】

【総務委員会（政策局）の審査】

開会

12時10分

政策局

12時10分

送付議案説明

12時10分

・議案第53号 令和5年度姫路市一般会計補正予
（第2回）

質疑

12時12分

（質問）

自転車用ヘルメットの購入助成について、広報用チラシはどのように配布するのか。

（答弁）

自転車の販売店や警察、交通安全協会等を通じて配布し、新しい補助制度を周知していきたいと考えている。

（質問）

市内の高校に配布することは考えていないのか。

（答弁）

配布先等については、今後、話を詰めていくが、できるだけ広くお知らせするようにしていきたいと思っている。

（質問）

ヘルメットの購入助成について、既に購入された65歳以上の方や高校生への助成についてはどのように考えているのか。

（答弁）

この補助制度は、とりわけ着用率の低い世代の方に対し購入費用の一部を助成することによって、ヘルメット購入を動機づけ、着用率の向上につなげることを目的として新設するものである。

したがって、基本的には令和5年4月1日以降に購入

された方を対象にしたいと考えている。

（質問）

ヘルメット購入の助成対象期間について、遡って適用するような事例はあまり聞かないが、助成を受けるためには何か購入した旨を証明しないといけないわけで、購入当時に制度の創設を想定しておらず、領収書を保管していなかった場合は、どのように対応するのか。

（答弁）

具体的な制度設計はこれからになるが、基本的には、購入された事実が確認できる書類、例えば領収書等があれば明確であるが、それ以外でも、代金の支払いが完了した旨を証明する書類を添付して申請していただくことで対応していきたいと考えている。

（質問）

従来の姫路市の助成制度では、制度創設以前に購入していた場合は適用対象外とするのが通例ではないかと思う。

例えば、通学路に面する危険なブロック塀等を撤去する費用の助成制度で、申請前に既に撤去してしまっている場合は助成を認めなかったのに、なぜ本件に関しては遡って助成するのか。

ありがたい話ではあるが、そうすると今後の助成の基準が揺らいでしまうのではないかと憂慮する。その辺りの考えについてはどのように整理しているのか。

（答弁）

基本的には3月以前に遡ることは考えておらず、令和5年4月1日から改正法が施行されているという中で、法改正の施行後に購入されたものについては、購入したことが確認できる、例えば代金の支払い手続きが完了した旨を証明する書類の添付があれば対象としたいと考えている。

（意見）

制度の適用開始時期について、一般的な感覚としては、例えば6月1日から購入したものからとするのが適当ではないのか。遡及して助成することについて特段の異議は唱えないが、ほかのところに影響するのではないのか懸念するので、今後はそれらも踏まえた対応にも配慮されたい。

（質問）

私立大学に対する物価高騰対策給付金は、どのよう

な仕組みで、何に対して給付するのか。単純に1校当たり100万円といった配り方なのか。

(答弁)

算定基準としては、各大学ごとに、基本単価と大学の収容定員10名ごとに金額を掛けたものを合算して、給付金の額を算出し、市内の私立4大学に対して支給するものである。

(質問)

給付金の算定は、学生の人数を基に行うのか、それとも事務のスタッフの人数も含めた人数なのか。

(答弁)

このたび、福祉施設や私立の保育所などにも同様の物価高騰対策の給付金を支給するが、全て同じ基準で支給するようにしており、大学の場合、対象としている収容定員とは学生数を指している。

(質問)

4月1日からヘルメット着用が努力義務になっているのであれば、4月1日以降に買っても遅いので、3月に買って、4月から使おうという方もいたと思う。道路交通法の改正に対応するために買った方の対策をしてあげないと、クレームが来るのではないのか。公平性に配慮しないと最初に買った人が報われないと思うが、どうか。

(答弁)

本件に限らず、助成制度については常に、基準日の前後で助成の対象になるか否かといった問題が起こる。

この点を制度によって補完するには難しい面があるが、このたびの助成制度については、改正道路交通法が施行された4月1日を基準として事業を実施していきたいと考えている。

政策局終了

12時22分

【総務委員会（総務局）の審査】

【総務委員会（財政局）の審査】

財政局

15時23分

送付議案説明

15時23分

- ・議案第53号 令和5年度姫路市一般会計補正予算（第2回）

質疑

15時26分

(質問)

財政調整基金について、姫路市のレベルの適正規模とは一体どれぐらいなのか。また、現状はそれと比べてどうなのか。

(答弁)

財政調整基金の残高については、一般的に標準財政規模の10%から20%と言われており、それを用途に、基金の現在高を維持していきたいと考えている。

令和2年度にコロナの影響による減収の補填ということで8億円を取り崩して、決算認定していただいた。

令和3年度は、税金がある程度回復したので、その穴埋めとして10億円を積み立て、現在は約140億円で、標準財政規模の10%少々になっていると思う。

この残高水準を維持しつつ、コロナ禍のような減収時や、大規模災害等の非常時には積極的に活用する運用をしていきたい。

(質問)

財政調整基金の残高について、標準財政規模の10%に戻したとのことであるが、自治体によっては20%というところもあると聞くので、さらに多く積み立てておくのが望ましいのではないのか。

(答弁)

現在、国において経済財政諮問会議を開催し骨太の方針を策定しているが、その中で、地方自治体の一般財源がどの程度であれば適正かといった議論もなされている。

基金の残高が標準財政規模の20%を超えるほどの多額の基金を保有しすぎると、国からも注視され、財務省を中心に地方が財源を留保しているのではないかと物議を醸すおそれもあることから、本市においては現状の基金残高規模を維持、もしくはもう少し増額するぐらいの運用が適正ではないかと考えている。

財政局終了

15時29分

【総務委員会意見とりまとめ】

意見とりまとめ

15時35分

- ・分科会長報告について
正副分科会長に一任することに決定。

意見とりまとめ終了
閉会

15時36分

15時36分